

もりの詩保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人南山城学園
所 在 地	京都府城陽市富野狼谷 2-1
電 話 番 号	0774-52-0425
代 表 者 氏 名	理事長 磯 彰格

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	もりの詩保育園
施 設 の 所 在 地	京都市中京区西ノ京星池町 207 番地
連 絡 先	電話番号 075-813-5430 FAX 075-813-5431
管 理 者	園長 吉田 由季
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 39人 満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 5人
開 設 年 月 日	平成28年 4月 1日
事 業 所 番 号	2610051004053

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	506.4㎡
	園庭	177.71㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	526㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	床暖房完備
ほふく室	1室	床暖房完備
保育室	4室	床暖房完備。2～5歳児は同フロア（4部屋あるが空間がつながっている）で縦割り保育を行う。必要に応じて空間を作り年齢ごとの保育を行う。
ホール	1室	
遊戯スペース	1室	
調理室	1室	
受付		

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1名	
副園長	1名	
主任保育士	1名	常勤換算後
保育士	7名以上	常勤換算後
管理栄養士	1名	
調理員	3名	

※ 当園では、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年3月30日京都市条例第49号。以下「条例」という。）」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	7：25～19：05までの範囲で実働最大7時間30分
副園長	
主任保育士	
保育士	
管理栄養士	8：45～17：00
調理員	7：25～17：00までの範囲で実働最大7時間30分

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとし、土曜日のみ京都市内の他の保育施設・事業所の児童を受け入れて共同で保育（以下、「共同保育」という。）を実施します。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**別紙1**のとおりとします。

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

通園バスはありません。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児		1 1 時頃	1 5 時頃	おやつについては、園児の様子や体調等に沿って提供を調整致します。
1 歳児		1 1 時頃	1 5 時頃	
2 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
3 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
4 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
5 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 延長保育を行う場合は、1 8 時 30 分頃に間食があります。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。また、個別食の対応は原則的にアレルギー食のみとします。なお、個別食の対応が極めて困難な場合は、弁当持参を依頼する場合があります。

※ 個別食（アレルギー食）を提供させていただくには、医師の指示書が必要となります。（医師が記入する「生活管理指導表」）

(4) 共同保育の実施

土曜日の保育は、利用児童が少ないことから、近隣の保育施設・事業所と連携し、安定的な保育の提供及び保育士等の体制確保を図るため、以下のとおり、共同保育を実施します。なお、実施にあたっては、「京都市民間保育園等における共同保育の実施要綱」に基づき、基準を順守いたします。

対 象 日	毎週土曜日
実 施 場 所	登園（もりの詩保育園）
開 所 時 間 保 育 提 供 時 間 最 終 登 園 時 間	8 保育を利用する曜日及び時間 と同様
職 員 の 設 置	利用児童の数に応じて、条例に定める基準以上の職員を配置し、当園及び対象施設の職員を 1 名以上含めるものとします。

食 事 提 供	9 提供する保育等の内容（3）と同じ	
対 象 施 設	施 設 名	そらの詩保育園
	設 置 者	社会福祉法人 南山城学園
	施 設 種 別	小規模保育事業所 A 型
	住 所	京都市中京区西ノ京北聖町 6 8 ジョイフルスクエア二条 1 0 1

- ※ 土曜日保育を利用される場合は、前月の 10 日までにお申出ください。
- ※ 延長保育の利用に際しては、利用者負担別表を当園にお支払いいただきます。お支払い方法は、別途お知らせします。
- ※ 対象施設に土曜日の利用希望者がいない場合、共同保育は実施しません。

1 0 投薬

当園では原則的に与薬（保湿剤等を含む）はいたしません。やむをえず与薬が必要な場合はあらかじめ保育士にご相談下さい。

1 1 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、**別紙 2**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

1 2 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 3 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 小児科

医療機関の名称	医療法人財団 足立病院
医 院 長 名	畑山 博
所 在 地	京都市中京区東洞院通り二条下ル
電 話 番 号	0 7 5 - 2 2 1 - 7 4 3 1 (代表) 0 7 5 - 2 1 1 - 9 0 0 0 (小児科)

(2) 歯科

医療機関の名称	南山城学園 診療所（歯科）
医 院 長 名	磯 彰格
所 在 地	京都府城陽市富野狼谷 2-1
電 話 番 号	0 7 7 4 - 5 2 - 0 4 2 5

1.4 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する**別紙1**に記載する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。また、体温が37.5℃を超える可能性及び超えた場合は、保護者に園児の状態とお迎えの連絡をいたします。

1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	増田 明子（副園長）
	・受付管理	西田 周二（事務局長）
第三者委員	・解決責任者	吉田 由季（園長）
	・ご利用時間	8：50～ 17：00
第三者委員	苦情（意見）	電話番号 075-361-8406
	ネットワーク	京都経営者協会

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 ・誘 導 灯 ・その他、カーテン等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1.7 当園におけるその他の留意事項

お迎えが遅れる場合	認定されている保育時間以外の保育は時間外保育となりますので、あらかじめご了承ください。
感染症	感染症やその他流行の病気などの時は、感染防止のため、登園を控えていただきますようお願いいたします。 なお、別紙の「感染症について」をご一読いただき、感

	染症治癒時には医療機関における医師の意見をもとに「登園届」に医師の署名（又はゴム印）を受け、さらに保護者の署名捺印したものを持参の上、登園していただきますようお願いいたします
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか，入園，利用に当たっての詳細な留意事項等については，別途当園が作成する「入園のしおり」において提示するものとします。その他，個別の取扱事項については**別紙1**のとおりとします。

当園における保育の提供を開始するに当たり，本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：もりの詩保育園

説明者職名： 氏名

私は，本書面に基づいてもりの詩保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け，同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印

児童から見た続柄：

別紙1 当園と保護者との個別決定事項

1 利用する曜日（○で囲む）

月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜

2 利用する時間（※注）

____時____分から____時____分まで

↑ただし、最終当園時間は午前9時までとします。

<備考>（例えば土曜日だけ他の日と保育希望時間が異なる場合等に記入）

（※注）「2 利用する時間」で設定した時間に基づき、月々の利用者負担額（月額保育料）が決まります。また時間外保育料等の取扱いにも影響が生じる場合がありますので御了承ください。

3 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

4 その他契約事項

- (1) 個別食（アレルギー食）を提供させていただくには、医師の指示書が必要となります（指示書書式は京都市指定のものとなります）。また、個別食（アレルギー食）の解除についても、医師の指示書に基づき解除するものとします。
- (2) 宗教上の理由により食事を制限する場合は、できる限りの対応を致しますが、対応が困難と判断した場合は、食事の持参を依頼致します。

別紙2 利用者負担金

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

1) 入園時に必要となる費用

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
保育に係る備品費	連絡袋、その他園児個人の所有となるもの等	実際に要した費用

2) 毎月必要となる費用

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
布団等リース料	昼寝布団のリース料	月額 1, 980 円
給食費	2号認定子どもに係る給食費 (主食費+副食費)	月額 6, 500 円

※京都市から通知のあった免除対象者の方は、副食費月額4,500円が免除となります。

3) その都度必要となる費用

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
おむつ代	当園で使用する紙おむつ代	1枚 50円 (貸出時)
写真代	撮影した写真	実際に要した費用
保育に係る備品費	個人の所有となる教材及び備品	実際に要した費用
遠足等に係る経費	公共交通機関、その他移動手段に要する経費	実際に要した費用
観劇料、宿泊保育、交通費等の行事費	観劇や宿泊保育、その他行事を行った際に必要となる経費	実際に要した費用

上記表以外のもの(規定外)や「実際に要した費用」については、入園のしおりやその他書面等でその都度ご案内致します。

4) 延長保育に関する費用

(1) 保育標準時間認定の方

ア 保育標準時間に係る延長保育料 (※備考)

18時30分～19時まで保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り
交わした方については、月額 1, 500円

イ 超過利用料金

延長保育の利用に関する取り決めに当園との間で取り交わしていないにも関わらず、お迎えが18時30分以降のなった場合は、1回あたり 500円

(2) 保育短時間認定の方 (※備考)

ア 保育短時間認定に係る

延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、

1日当たりの利用時間に応じ、以下の料金をお支払いただきます。

1日当たりの時間が

- | | | |
|------------------|----|--------|
| ① 30分までの場合 | 月額 | 1,500円 |
| ① 30分を超え1時間までの場合 | 月額 | 2,500円 |
| ② 1時間を超え2時間までの場合 | 月額 | 5,000円 |
| ③ 2時間を超え3時間までの場合 | 月額 | 7,500円 |

イ 超過利用料金

延長保育の利用に関する取り決めを当園との間で取り交わしていないにも関わらず、お迎えが18時30分以降になった場合は、1回あたり 500円

(3) 日常的ではなく、当日の都合により時間外保育を利用する場合

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

- | | | |
|----------------------|-------|------|
| ① 18時30分～19時まで利用した場合 | 1回あたり | 500円 |
|----------------------|-------|------|

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

- | | | |
|-----------------------|--------|------|
| ① 7時30分～8時30分まで利用した場合 | 30分あたり | 500円 |
| ② 16時30分～19時まで利用した場合 | 30分あたり | 500円 |

(※備考) 保育料が第1階層(生活保護世帯)及び第2階層(市民税非課税世帯)の方については、延長保育料の減免が可能ですのでお申し出ください。